

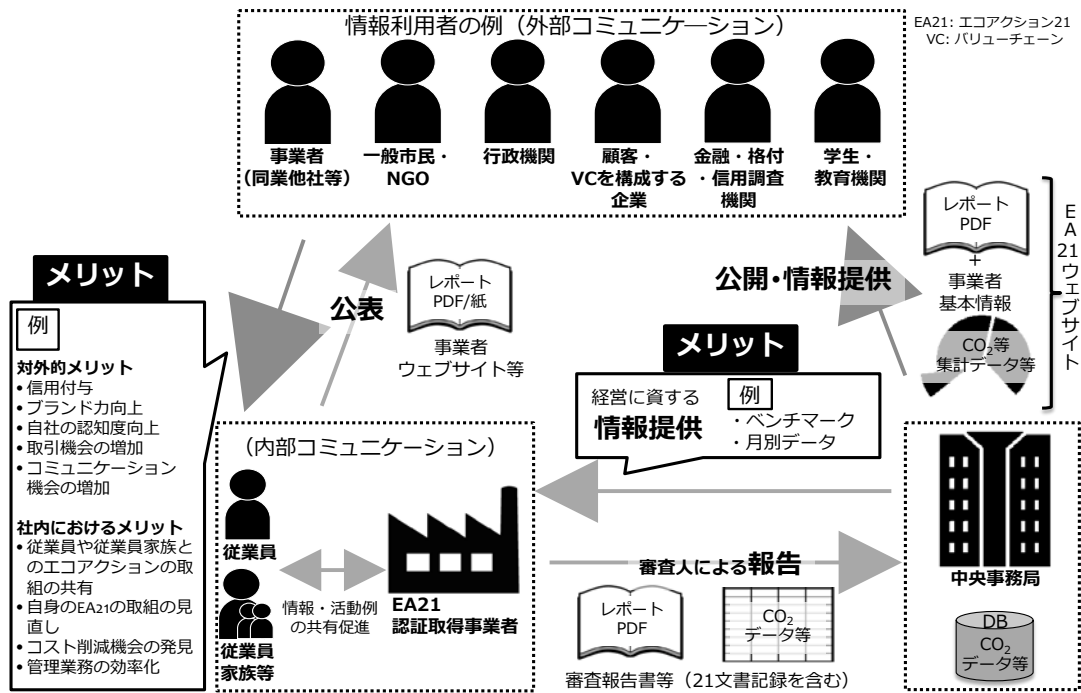
# 改訂履歴等反映

## 改訂版エコアクション21 新第4章（案）

### 第4章 環境情報を用いたコミュニケーション

本章では、エコアクション21における環境情報を用いたコミュニケーションに関する要求事項を定めています。環境情報を用いたコミュニケーションには、上記の2つの活動があります。

エコアクション21に取り組み、認証・登録を受ける事業者は、審査人の助言・支援を得て、環境経営レポートを作成し公表します。また、審査人は、エネルギー消費量等の環境データをエコアクション21中央事務局に報告します。こうした活動に取り組むことで、対外的には事業者の価値の向上に資するメリットが、事業者内では収益の拡大に資する経営上のメリットがあります。環境情報を用いたコミュニケーションの流れとその活動に基づく事業者のメリットは、以下の図を参照してください。



エコアクション21における環境コミュニケーションのイメージ図

また、近年、気候変動等の問題の重要性が高まっており、環境への取組は社会全体でますます重要な課題となっています。そのため、事業者がレポートでまとめた情報が正確であればあるほど、社会にとって有益な情報となります。

また、このように環境情報の公表を行うことは、環境配慮促進法（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律）の趣旨に合致することにもなります。

26  
27  
28  
29

## 1. 環境経営レポートの作成および公表

### 1. 1 環境経営レポートの作成

次の項目を盛り込んだ環境経営レポートを定期的に（原則毎年度）作成する。

#### ■ 計画の策定 (PLAN)

- ①組織の概要（事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等）
- ②対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日
- ③環境経営方針
- ④環境経営目標
- ⑤環境活動経営計画

#### ■ 計画の実施 (DO)

- ⑥環境活動経営計画に基づき実施した取組内容

#### ■ 取組状況の確認及び評価 (CHECK)

- ⑦環境経営目標及び環境活動経営計画の実績・取組結果とその評価（実績には二酸化炭素総排出量を含む）
- ⑧環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟等の有無

#### ■ 全体の評価と見直し (ACT)

- ⑨代表者による全体評価と見直し及び指示、並びに次年度の環境経営目標と取組内容

30 環境経営レポートには、上記に定める9つの項目が含まれている必要があります。  
31 これらの9つの項目は、特に初めて認証・登録を受ける事業者を想定し  
32 た、必要最小限の記載事項です。実際の作成にあたっては、事業者の規模を考  
33 慮したり、取組の年数や活動の進展にあわせて情報量を増やしたり、見せ方を  
34 工夫したりするなど、段階的に記載内容を充実させることで、更なる事業者の  
35 信用向上やイメージ向上につなげることができます。これら9つの項目は、そ  
36 の要素が含まれていれば、特に順番は問いません。

37 環境経営レポートは、会社案内等の既存の文書と一体化させることもできま  
38 す。その場合には、「環境経営レポートが含まれている」ことを表紙に明記して  
39 ください。

40 また、中央事務局のホームページには、認証・登録された事業者の環境経営  
41 レポートが業種別、地域別、規模別に検索可能な形式で掲載されています。ま  
42 た、作成支援マニュアルやレポートの活用例も掲載されていますので、参考に  
43 してください。

44  
45  
46  
47  
48  
49

## 50 1. 2 環境経営レポートの公表と活用

**環境経営レポートを公表する。可能な場合は、インターネットのウェブサイトに掲載する。**

51 環境経営レポートは、様々な関係者（事業者、一般市民、NGO、行政機関、  
52 顧客、取引先、金融・格付・信用調査機関、学生・教育機関等）への公表（配  
53 布やウェブサイトへの掲載）により、有効に活用することができます。

54

55

## 56 2. エネルギー消費量等の環境データの報告及び活用

### 57 2. 1 エネルギー消費量等の環境データの報告

**事業者は、事業に伴う各種エネルギー消費量等を、原則として月別に把握・管理し、審査人に提供する。審査人は月別当該データ及び原単位の算出に必要な情報等を中央事務局に毎年度報告する。**

58 事業者は原則として月次で、エネルギー消費量等の環境データを把握・管理  
59 します。

60 特にエネルギー消費量に基づく二酸化炭素排出量に関しては社会的ニーズが  
61 高いため、業種別、地域別、規模別等で集計が可能な形での報告が求められま  
62 す。エコアクション21では、自治体等へのさまざまな報告制度でも活用でき  
63 るように、各種エネルギー消費量の月別の把握・管理を求めています。

64 事業者は、これらの各種エネルギー消費量を月次で把握します。また、事業  
65 者は原単位の算出に必要な売上高等のデータを年次で把握します。審査人はこ  
66 れらのデータの提供を受け、中央事務局に毎年度報告します。

67 中央事務局は、報告されたデータを次節2.2の通り活用します。

68

### 69 2. 2 エネルギー消費量等の環境データの活用

**事業者は、把握・管理した二酸化炭素排出量等の環境データを、負荷の削減等に活用する。**

70 事業者から提供されたエネルギー消費量等の環境データを基に、中央事務局  
71 は、各事業者に「経営に資する情報」を提供します。この情報には、業種内等  
72 での比較による環境負荷・コスト削減可能性等があり、事業者の改善点を見つ  
73 ける重要な手掛かりとなります。また、この情報は審査人に今後の改善ステッ  
74 プを相談したり、支援を受けたりする場合にも有用な材料となり得ます。

75 また、中央事務局は、業種別、地域別、規模別等でデータをまとめます。こ  
76 れらのデータは、社会においても、本制度全体による環境負荷削減状況を知る  
77 重要な道しるべとなります。なお、個別データは、事業者の許可なく公開する  
78 ことはありません。